

## 【 調 査 の 概 要 】（牛乳生産費）

### 1 調査の目的

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳生産者補給金の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

### 2 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

### 3 調査事項

牛乳の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

### 4 調査期間

平成29年4月から平成30年3月までの1年間

### 5 調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

また、希望する調査対象経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

### 6 調査対象経営体数

全 国：428経営体（集計経営体数：428経営体）

北海道：232経営体（集計経営体数：232経営体）

都府県：196経営体（集計経営体数：196経営体）

注： 調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった経営体を除いた経営体を集計対象としている。

### 7 集計方法

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、全国又は規模階層別の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウェイトとは、都道府県別飼養頭数規模別に、集計対象経営体数を畜産統計調査結果における乳用牛成畜頭数規模別飼養戸数で除した値の逆数としている。

### 8 実績精度

生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算）全算入生産費を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと次のとおりである。

全 国：0.9%

北海道：1.1%

都府県：1.1%

## 9 用語の解説

- (1) 搾乳牛1頭当たり生産費とは、1経営体当たり生産費を年間月平均搾乳牛（乾乳中の牛を含む。）飼養頭数で除して算出したものである。
- (2) 生乳100kg当たり生産費とは、搾乳牛1頭当たり生産費を、乳脂肪分3.5%換算乳量又は実搾乳量で除して算出したものである。  
なお、乳脂肪分3.5%換算乳量の算出方法は、次のとおりである。

$$\text{乳脂肪分3.5\%換算乳量} = \frac{\text{乳脂肪量（実搾乳量} \times \text{乳脂肪分）}}{0.035}$$

- (3) 家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。
- (4) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の支払地代で評価したものである。
- (5) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

## 10 利用上の注意

表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」、「0.00」：単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）

「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04円 → 0.0円）、又は増減がないもの

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

## 【 調 査 の 概 要 】（肉用牛生産費）

### 1 調査の目的

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

### 2 調査の対象

各生産費統計における調査の対象は、次のとおりである。

子牛： 肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売した経営体（個別経営）

去勢若齢肥育牛： 肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売した経営体（個別経営）

乳用雄育成牛： 肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向けた経営体（個別経営）

乳用雄肥育牛： 肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売した経営体（個別経営）

交雑種育成牛： 肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向けた経営体（個別経営）

交雑種肥育牛： 肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売した経営体（個別経営）

なお、「経営体（個別経営）」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことである。

### 3 調査事項

肉用牛の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

### 4 調査期間

平成29年4月から平成30年3月までの1年間

### 5 調査方法

調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

また、希望する調査対象経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用した。

### 6 調査対象経営体数

子牛： 191経営体（集計経営体数188経営体）

去勢若齢肥育牛： 301経営体（集計経営体数286経営体）

乳用雄育成牛： 31経営体（集計経営体数29経営体）

乳用雄肥育牛： 68経営体（集計経営体数65経営体）

交雑種育成牛： 49経営体（集計経営体数44経営体）

交雑種肥育牛： 97経営体（集計経営体数93経営体）

注： 調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった経営体を除いた経営体を集計対象としている。

## 7 集計方法

集計対象経営体ごとにウェイトを定め、全国又は規模階層別の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウェイトとは、都道府県別飼養頭数規模別に、集計対象経営体数を畜産統計調査結果（肉用牛）における次の戸数で除した値の逆数としている。

- 子牛：子取り用雌牛飼養頭数規模別飼養戸数
- 去勢若齢肥育牛：肥育用牛の飼養頭数規模別飼養戸数
- 乳用雄育成牛：経営タイプ別（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）の乳用種育成経営及び一貫経営の戸数
- 乳用雄肥育牛：経営タイプ別（ホルスタイン種他飼養頭数規模別）の乳用種肥育経営の戸数
- 交雑種育成牛：経営タイプ別（交雑種飼養頭数規模別）の乳用種育成経営及び一貫経営の戸数
- 交雑種肥育牛：経営タイプ別（交雑種飼養頭数規模別）の乳用種肥育経営の戸数

## 8 実績精度

各生産費統計における1頭当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

- 子牛：1.9%
- 去勢若齢肥育牛：1.0%
- 乳用雄育成牛：3.5%
- 乳用雄肥育牛：2.3%
- 交雑種育成牛：3.3%
- 交雑種肥育牛：1.4%

## 9 用語の解説

- (1) 家族労働費とは、家族労働時間に、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。
- (2) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の支払地代で評価したものである。
- (3) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

## 10 利用上の注意

- (1) 表中に用いた記号は次のとおりである。
  - 「0」：単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）
  - 「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04円 → 0.0円）、又は増減がないもの
  - 「-」：事実のないもの
  - 「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値

を公表しないもの

「△」 : 負数又は減少したもの

「nc」 : 計算不能

(2) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

## 【調査の概要】（肥育豚生産費）

### 1 調査の目的

農業経営統計調査の肥育豚生産費統計は、肥育豚の生産コストを明らかにし、豚肉の安定価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

### 2 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、養豚一貫経営※で肥育豚を年間20頭以上販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

※ 養豚一貫経営とは、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が7割以上の経営。

### 3 調査事項

肥育豚の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等

### 4 調査期間

平成29年4月から平成30年3月までの1年間

### 5 調査方法

調査は、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を調査対象経営体に配布し、これに日々の生産資材の購入、生産物の販売、労働時間、財産の状況等を調査対象経営体が記帳する自計調査の方法を基本とし、職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接調査の併用によって行った。

### 6 調査対象経営体数

167経営体（集計経営体数：160経営体）

注： 調査対象経営体のうち、調査期間中に調査不能となった経営体を除いた経営体を集計対象としている。

### 7 集計方法

調査対象経営体ごとにウエイトを定め、全国及び規模階層別の集計対象とする区分ごとに加重平均法により算出した。

この場合のウエイトとは、全国農業地域別飼養頭数規模別に、集計対象経営体数を畜産統計調査結果における豚の一貫経営の戸数で除した値の逆数としている。

### 8 実績精度

肥育豚1頭当たり全算入生産費を指標とした全国平均の実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと1.4%である。

### 9 用語の解説

- (1) 家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。
- (2) 自作地地代とは、その地方の類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の支払地代で評価したものである。
- (3) 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

## 10 利用上の注意

表中に用いた記号は次のとおりである。

- 「0」： 単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）
- 「0.0」： 増減がないもの
- 「－」： 事実のないもの
- 「△」： 負数又は減少したもの